

証券取引法等の一部を改正する法律の施行等 に伴う関係内閣府令の新設及び改正の概要

金融商品取引法の施行に伴い導入される「四半期報告制度」、「内部統制報告制度」、「確認書制度」等を実施するため、関係内閣府令の新設及び改正を行うとともに、企業会計基準委員会(ASBJ)から公表された「関連当事者の開示に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準」の実施に伴い関係内閣府令を改正するものである。

I. 新設する内閣府令及び改正する内閣府令

1 新設

- ① [四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則案](#)(以下「四半期連結財規案」という。)
- ② [四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則案](#)(以下「四半期財規案」という。)
- ③ [財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令案](#)(以下「内部統制府令案」という。)

2 改正

- ① [企業内容等の開示に関する内閣府令](#)(昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。)
- ② [財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則](#)(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財規」という。)
- ③ [連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則](#)(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財規」という。)
- ④ [中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則](#)(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財規」という。)
- ⑤ [中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則](#)(平成11年大蔵省令第24号。(以下「中間連結財規」という。))
- ⑥ [財務諸表等の監査証明に関する内閣府令](#)(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)
- ⑦ [発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令](#)(平成2年大蔵省令第38号)
- ⑧ [発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令](#)(平成6年大蔵省令第95号)
- ⑨ [株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令](#)(平成2年大蔵省令第36号)

II. 概要

1 四半期報告制度

(1) 四半期報告書

四半期報告書の様式を新設する(開示府令改正案17の6①)。

① 主な開示内容を次のように定める(開示府令改正案第四号の三様式(内国会社)、第九号の三様式(外国会社)を参照。)

ア 企業の概況

- 主要な経営指標等の推移
- 事業の内容、関係会社の状況(四半期において重要な変更等があった場合に開示)
- 従業員の状況(詳細については四半期において重要な変更等があった場合に開示)

イ 事業の状況

- 生産、受注及び販売の状況
- 経営上の重要な契約等(四半期において重要な変更等があった場合に開示)
- 財政状態及び経営成績の分析

ウ 設備の状況(四半期において重要な変更等があった場合に開示)

エ 提出会社の状況

- 株式等の状況(大株主の状況については、第2四半期のみ開示)
- 株価の推移
- 役員の状況(四半期報告書提出日までに異動があった場合に開示)

オ 経理の状況((2)を参照。)

- 四半期連結財務諸表(連結財務諸表を作成していない場合は四半期財務諸表)
- 第2四半期のみ、特定の事業を行う会社((2)を参照。)について「中間財務諸表」を開示

カ 提出会社の保証会社等の情報

② 第2四半期に係る四半期報告書において、中間連結財務諸表及び中間財務諸表の開示を求める特定の事業を次のように定める(開示府令改正案17の6②)。

ア 銀行法に定める銀行業(外国銀行が行う事業を除く。)及び銀行持株会社が行う事業

イ 保険業法に定める保険業(外国の保険業者が行う事業を除く。)

ウ 信用金庫法に定める事業(全国を地区とする信用金庫連合会が行う事業に限る。)

(2) 四半期連結財務諸表等

企業会計基準委員会(ASBJ)が公表した「四半期会計基準」等を踏まえ、以下のように整備する。

① 総則

ア 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等及び四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等について変更した場合に注記する(四半期連結財規案10、四半期財規案5)。

イ 簡便な会計処理及び四半期特有の会計処理を適用した場合に、その旨及びその内容を注記する(四半期連結財規案11・12、四半期財規案6・7)。

ウ 有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記等については、前連結

会計年度末又は前事業年度末に比して著しい変動が認められる場合に注記する(四半期連結財務諸表16・17等、四半期財務諸表9・10等)。

② 四半期連結財務諸表(四半期財務諸表)

財務諸表は四半期連結財務諸表を開示することとし(連結財務諸表を作成していない場合は、四半期財務諸表を開示)、以下の3種類で構成される。なお、四半期連結損益計算書については、四半期連結会計期間(3か月)に係るもの及び四半期連結累計期間(期首からの累計期間)に係るものを開示する。

ア 四半期連結貸借対照表(四半期連結財務諸表第4号様式、四半期財務諸表第1号様式)

イ 四半期連結損益計算書(四半期連結財務諸表第5号様式・第6号様式、四半期財務諸表第2号様式・第3号様式)

ウ 四半期連結キャッシュ・フロー計算書(四半期連結財務諸表第7号様式・第8号様式、四半期財務諸表第4号様式・第5号様式)

③ 区分表示

資産、負債、販売費及び一般管理費等について、独立掲記する主要な項目を定める外、区分掲記を求める数値基準を次のように定める(四半期連結財務諸表35・49・69等、四半期財務諸表30・44・62等)。

ア 貸借対照表項目 資産総額等の10/100超又はそれ以下であっても区分することが適切な場合

イ 損益計算書項目 販売費及び一般管理費の合計額等の20/100超又はそれ以下であっても区分することが適切な場合

④ 株主資本に関する注記

株主資本については、その金額に前年度末と比較して著しい変動があった場合に主な変動事由を注記する(四半期連結財務諸表92、四半期財務諸表83)。

(3) 四半期連結財務諸表等の監査証明

① 監査証明の手続

四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表に関する監査証明はそれを実施した公認会計士又は監査法人が作成する四半期レビュー報告書により行う(監査証明府令改正案3)。

② 四半期レビュー報告書

四半期レビュー報告書の記載内容を次のように定める(監査証明府令改正案4)。

ア 四半期レビューの対象

イ 実施した四半期レビューの概要

ウ 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論

エ 追記情報

オ 公認会計士法第25条第2項の規定により明示すべき利害関係

③ 四半期レビュー概要書

金融商品取引法第193条の2第5項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として財務諸表等の監査証明に関する内閣府令で定めている監査概要書及び中間監査概要書に加え四半期レビュー概要書を新たに定める(監査証明府令改正案5・第4号様式)。

(4) 適用時期

四半期報告制度に係る開示府令及び監査証明府令の改正規定並びに四半期連結財規及び四半期財規は、金融商品取引法の施行の日に施行し、平成20年4月1日以後開始する事業年度又は連結会計年度から適用する。

2 内部統制報告制度

(1) 適用の一般原則(内部統制府令案1)

- ① 内部統制報告書の用語、様式及び作成方法は、この府令の定めるところによるものとし、この府令において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従うものとする。
- ② 内部統制報告書の監査証明は、内部統制報告書の監査を実施した公認会計士又は監査法人が一般に公正妥当と認められる内部統制の監査に関する基準及び慣行に従って実施した監査の結果に基づいて作成する内部統制監査報告書により行うものとする。
- ③ 企業会計審議会により公表された内部統制の評価及び監査に関する基準は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価及び監査に関する基準に該当するものとする。

(2) 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制は、当該会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制をいう(内部統制府令案3)。

(3) 内部統制報告書の記載事項等

- ① 内部統制報告書の様式を定め、主な記載事項を次のように定める(内部統制府令案4)。

ア 代表者の役職氏名等

代表者の役職氏名のほか、会社が、財務報告に関し、代表者に準じる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名等

イ 財務報告に係る内部統制の基本的枠組み

ウ 内部統制の評価の範囲、基準日及び評価手続

エ 評価結果

オ 付記事項

期末日後に、重要な欠陥を是正するために実施した措置がある場合には、その内容等

- ② 内部統制報告書作成の基準日を当該会社の事業年度の末日と定める(内部統制府令案5)。

(4) 内部統制監査報告書等の記載事項等(内部統制府令案6～9)

① 内部統制監査報告書の主な記載事項を次のように定める。

ア 内部統制監査の対象

イ 内部統制監査の概要

ウ 内部統制報告書における監査意見

エ 追記情報

監査人が説明又は強調することが適当であると判断した事項

② 内部統制監査報告書は、財務諸表監査の監査報告書と併せて作成する。また内部統制監査の概要は、財務諸表監査の概要書に併せて記載する。

(5) 外国会社の財務報告に係る内部統制(内部統制府令案10～12)

外国会社に係る内部統制報告書の作成に当たって、当該外国会社の本国等において開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものと認める場合であって、当該外国会社がその本国等で開示している財務報告に係る内部統制を評価した報告書を内部統制報告書として提出することを金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものと認めるときは、当該外国会社の作成する内部統制報告書の用語、様式及び作成方法については、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、当該外国会社の本国等における用語、様式及び作成方法によることができるものとする。

その際、本府令に準拠して作成する場合との主要な相違点等の開示を求める。

(6) 米国証券取引委員会に登録している本邦上場企業の財務報告に係る内部統制(内部統制府令案13～16)

米国証券取引委員会に登録している本邦上場企業の外国会社に係る内部統制報告書の作成に当たっては、米国式連結財務諸表を提出することについて、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものと認めるときは、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、米国における用語、様式及び作成方法によることができるものとする。

その際、本府令に準拠して作成する場合との主要な相違点等の開示を求める。

(7) 適用時期

内部統制府令は、金融商品取引法の施行の日から施行し、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用する。

3 確認書制度

(1) 確認書の記載事項等

① 代表者の役職氏名のほか、会社が、財務報告に関し、代表者に準じる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名等を記載する(開示府令改正案17の5①、第四号の二様式(内国会社)、第九号の二様式(外国会社))

② 有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項その他の確認書の記載事項

及び様式を定める(開示府令改正案17の5①、第四号の二様式、第九号の二様式)。

- ③ 四半期報告書及び半期報告書についても準用する旨を規定する(開示府令改正案17の5②③)。

(2) 現行の確認書に係る規定の削除

金融商品取引法に基づく確認書制度の導入に伴い、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書の任意の添付書類となっている確認書に関する規定を削除する(開示府令10・17・18)。

(3) 適用時期

確認書制度に係る開示府令の改正規定は、金融商品取引法の施行の日から施行し、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用する。

4 会計基準関係

(1) 「関連当事者の開示に関する会計基準」の公表に伴う改正

- ① 関連当事者の範囲の拡大(財規改正案8⑰、連結財規改正案15の4)

ア 財務諸表提出会社の親会社に、会社のほか組合、会社や組合に準ずる事業体を追加する。

イ 財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者を追加する。さらに、連結財務諸表規則においては、連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者を追加する。

ウ イの改正に伴い、それらの者が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を追加する。

- ② 関連当事者との取引等に関する注記の拡大(財規改正案8の10・8の10の2、連結財規改正案15の4の2・15の4の3)

ア 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権又は破産更生債権等に区分されている場合には、当該債権に対する貸倒引当金残高及び貸倒引当金繰入額等を注記する。

イ 財務諸表提出会社に親会社が存在する場合には、その名称、金融商品取引所に上場している場合にはその旨及び当該金融商品取引所の名称、金融商品取引所に上場していない場合にはその旨を注記する。

ウ 財務諸表提出会社に重要な関連会社が存在する場合には、当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書の主要な項目(流動資産合計、固定資産合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計、売上高、税引前当期純利益、当期純利益)の金額を注記する。

- ③ 適用

平成20年4月1日以後開始する事業年度及び連結会計年度(以下「事業年度等」という。)から適用する。ただし、平成19年4月1日以後開始する事業年度等から早期適用可能。

(2) 「リース取引に関する会計基準」の公表に伴う改正

- ① 貸借対照表項目の追加(財規改正案17・23・28・49・52、連結財規改正案23・26・28・37・38、中間財規改正案13・28・29、中間連結財規改正案25・38・39等)

すべてのファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に準じた会計処理を行うこととされたことに伴い、以下の項目を貸借対照表項目として追加する。

ア リース物件の貸主として、流動資産及び投資その他の資産の項目に「リース債権」及び「リース投資資産」を追加する。

イ リース物件の借主として、有形固定資産及び無形固定資産の項目に「リース資産」、流動負債及び固定負債の項目に「リース債務」を追加する。

- ② リース取引に関する注記事項の変更(財規改正案8の6、連結財規改正案15の3、中間財規改正案5の3、中間連結財規改正案15等)

ファイナンス・リース取引につき、これまでの注記事項に代えて以下の事項を注記する。

ア 提出会社がリース物件の借主である場合には、重要なリース資産の内容及びリース資産の減価償却の方法

イ 提出会社がリース物件の貸主である場合には、重要性の乏しい場合を除き、
(i)リース投資資産に係るリース料債権部分の金額、見積残存価額部分の金額及び受取利息相当額並びに(ii)リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び五年超の回収予定額

- ③ 適用

平成20年4月1日以後開始する事業年度等並びに中間会計期間及び中間連結会計期間(以下「中間会計期間等」という。)から適用する。ただし、平成19年4月1日以後開始する事業年度等及び中間会計期間等から早期適用可能。

5 その他

その他所要の整備を行う。